

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和3年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,185事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種 54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から251事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係457人（行政職に相当する調査実人員435人）、初任給関係以外の調査職種10,265人（行政職に相当する調査実人員9,544人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、75,160人、行政職に相当するものは、64,197人。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	200	96	75	29
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	0	0	1
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業	4	0	4	0
製 造 業	119	54	49	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業	26	14	9	3
卸 売 業 、 小 売 業	10	7	2	1
金 融 業 、 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	2	2	0	0
教 育 、 学 習 支 援 業、 医 療、 福 祉、 サ ー ビ ス 業	38	19	11	8

(注) 1 調査対象事業所251所のうち、調査完了事業所は200所、調査不能となった事業所は46所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は5所である。

2 調査完了率は、81.3%であり、以下のとおり算出した。

調査完了率＝調査完了事業所 200所／（調査対象事業所 251所－調査対象外事業所 5所）×100

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	211,882	215,796	207,201	200,000
	短大卒	183,624	184,663	196,359	167,833
	高校卒	168,623	169,395	168,370	166,840
新卒事務員	大学卒	211,786	214,749	207,418	X
	短大卒	164,593	169,907	-	X
	高校卒	165,276	169,549	160,482	X
新卒技術者	大学卒	211,976	216,736	206,958	X
	短大卒	190,417	192,266	196,359	176,500
	高校卒	169,930	169,322	171,196	167,150

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	13	54.3	625,308	28	625,280
	工 場 長	31	54.6	692,382	241	692,141
	事 務 部 長	237	54.1	619,299	2,315	616,984
	技 術 部 長	310	53.9	665,192	4,195	660,997
	事 務 部 次 長	78	52.2	592,731	20,472	572,259
	技 術 部 次 長	72	50.2	585,063	32,660	552,403
	事 務 課 長	546	50.8	542,886	11,378	531,508
	技 術 課 長	837	50.6	589,669	19,338	570,331
	事 務 課 長 代 理	243	49.6	521,369	47,504	473,865
	技 術 課 長 代 理	314	49.6	534,516	86,264	448,252
	事 務 係 長	608	46.4	416,975	52,468	364,507
	技 術 係 長	763	48.1	446,706	70,941	375,765
	事 務 主 任	530	44.2	387,055	48,134	338,921
	技 術 主 任	744	44.3	447,170	77,095	370,075
	事 務 係 員	2,049	38.8	302,356	32,783	269,573
技 術 係 員	2,169	37.4	334,556	45,290	289,266	

(注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上、本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	56.5	742,674	63	742,611
	工 場 長	24	55.1	724,417	329	724,088
	事 務 部 長	160	54.5	655,865	1,813	654,052
	技 術 部 長	240	54.1	700,854	2,993	697,861
	事 務 部 次 長	57	51.9	634,979	29,115	605,864
	技 術 部 次 長	53	50.5	646,653	43,293	603,360
	事 務 課 長	400	51.2	576,291	12,108	564,183
	技 術 課 長	645	50.8	613,523	21,258	592,265
	事 務 課 長 代 理	203	49.9	544,187	50,639	493,548
	技 術 課 長 代 理	253	50.1	553,556	90,346	463,210
	事 務 係 長	414	46.6	437,359	54,655	382,704
	技 術 係 長	536	48.3	457,260	72,702	384,558
	事 務 主 任	384	45.1	423,498	53,811	369,687
	技 術 主 任	552	44.8	472,401	85,097	387,304
	事 務 係 員	1,263	38.6	313,824	36,483	277,341
技 術 係 員	1,532	38.1	344,647	48,806	295,841	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7級、8級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 5級、6級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級、4級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級、4級)
	行政職給料表 1級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額		
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	6	52.5	529,695	0	529,695
工 場 長	6	53.3	625,010	0	625,010
事 務 部 長	66	53.7	567,525	3,872	563,653
技 術 部 長	64	53.2	563,698	8,690	555,008
事 務 部 次 長	17	53.5	506,932	85	506,847
技 術 部 次 長	15	49.4	465,175	11,899	453,276
事 務 課 長	127	50.4	472,224	10,945	461,279
技 術 課 長	183	49.8	500,936	12,466	488,470
事 務 課 長 代 理	33	49.5	417,849	37,687	380,162
技 術 課 長 代 理	59	46.6	419,741	61,865	357,876
事 務 係 長	162	45.8	387,555	52,377	335,178
技 術 係 長	210	47.4	418,433	67,873	350,560
事 務 主 任	103	41.9	318,557	35,995	282,562
技 術 主 任	167	41.6	357,005	47,884	309,121
事 務 係 員	672	38.9	289,045	27,259	261,786
技 術 係 員	586	34.7	300,877	33,375	267,502

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 7級、8級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5級、6級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級)
	行政職給料表 1級

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	
	工 場 長	1	X	X	X	
	事 務 部 長	11	51.6	494,253	0	494,253
	技 術 部 長	6	53.5	493,230	0	493,230
	事 務 部 次 長	4	50.3	447,582	0	447,582
	技 術 部 次 長	4	51.0	394,594	0	394,594
	事 務 課 長	19	46.9	384,144	2,123	382,021
	技 術 課 長	9	48.8	407,689	0	407,689
	事 務 課 長 代 理	7	42.8	342,152	7,175	334,977
	技 術 課 長 代 理	2	49.0	307,630	32,920	274,710
	事 務 係 長	32	46.4	322,739	30,729	292,010
	技 術 係 長	17	47.5	348,140	36,333	311,807
	事 務 主 任	43	43.1	280,962	34,634	246,328
	技 術 主 任	25	45.1	336,391	45,462	290,929
	事 務 係 員	114	39.7	249,335	21,482	227,853
技 術 係 員	51	39.8	285,964	30,627	255,337	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 6級、7級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級)
	行政職給料表 1級

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
研究 関係 職種	研 究 所 長	6	58.1	775,189	559	774,630
	研究部(課)長	61	53.8	703,464	2,066	701,398
	研究室(係)長	75	53.8	685,558	6,426	679,132
	主任研究員	145	51.0	626,795	43,478	583,317
	研 究 員	189	45.0	502,480	97,977	404,503
	研究補助員	42	38.4	341,630	38,942	302,688
教育 関係 職種	大学学部長	6	59.0	764,818	0	764,818
	大学教授	37	58.6	615,485	0	615,485
	大学准教授	30	48.9	496,091	0	496,091
	大学講師	24	46.8	421,860	0	421,860
	大学助教	13	43.9	368,660	0	368,660
	高等学校校長	2	61.5	635,941	550	635,391
	高等学校教頭	5	52.9	592,088	220	591,868
高等学校教諭	47	42.6	463,252	14,541	448,711	

備 考

構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）

第16表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		81.4%
配偶者に家族手当を支給する		(93.4%)
家族手当制度がない		18.6%
扶養家族の構成別 支給月額	配偶者	11,996円
	配偶者と子1人	19,235円
	配偶者と子2人	25,958円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
45.9%	(24.1)%	(75.9)%	54.1%

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
32.1%	67.9%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	56.6%	43.4%	53.2%	46.8%	52.9%	47.1%
500人以上	60.4	39.6	54.4	45.6	54.0	46.0
100人以上 500人未満	57.6	42.4	54.7	45.3	53.8	46.2
50人以上 100人未満	42.9	57.1	44.9	55.1	46.5	53.5

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100 %	79.4 %	20.7 %	0 %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		62.6 %	39.2 %	37.4 %
非 管 理 職		56.0	38.0	44.0

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第21表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
65.8 %	69.4 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

